

議案第 6 号参考資料 1

利根町職員の給与に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正案
第 1 条から第 1 0 条 省略 （初任給調整手当） 第 1 0 条の 2 医師の資格を有する者をもって充てる職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員の職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額 <u>4 1 4, 8 0 0 円</u> を超えない範囲内の額を採用の日から 3 5 年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 第 1 0 条の 2 第 2 項から第 2 0 条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 0</u> （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第 2 1 条第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあっては <u>1 0 0 分の 1 0 0</u>	第 1 条から第 1 0 条 省略 （初任給調整手当） 第 1 0 条の 2 医師の資格を有する者をもって充てる職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員の職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額 <u>4 1 5, 6 0 0 円</u> を超えない範囲内の額を採用の日から 3 5 年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 第 1 0 条の 2 の 2 から第 2 0 条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 0, 1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第 2 1 条第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1</u>

_____) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) から (4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

第20条第4項から第20条の3 (略)
(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員

00、12月に支給する場合には100分の105) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) から (4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第20条第4項から第20条の3 (略)
(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員

にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）

_____を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）

_____を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

第22条以下 省略

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

【別記1 参照】

別表第3（第5条関係）

医療職給料表

にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

第22条以下 省略

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

【別記1 参照】

別表第3（第5条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）
【別記 2 参照】
イ 医療職給料表（三）
【別記 3 参照】

ア 医療職給料表（一）
【別記 2 参照】
イ 医療職給料表（三）
【別記 3 参照】

議案第6号参考資料2

利根町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
第1条から第20条 省略 （初任給調整手当） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4） （略） 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは</u>	第1条から第20条 省略 （初任給調整手当） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u> _____（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の102.5</u> _____）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4） （略） 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」と</u>

「１００分の７０」と、「１００分の１００」とあるのは
「１００分の５７．５」と、「１００分の１０５」とある
のは「１００分の６０」とする。

第２０条第４項から第２０条の３（略）

（勤勉手当）

第２１条（略）

２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（１） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在

（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１００（特定幹部職員にあっては、１００分の１２０）、１２月に支給する場合には１００分の１０５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２５）を乗じて得た額の総額

（２） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の

とあるのは「１００分の５８．７５」とする。

第２０条第４項から第２０条の３（略）

（勤勉手当）

第２１条（略）

２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（１） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在

（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０２．５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２２．５）

_____を乗じて得た額の総額

（２） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の

<u>勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）</u> <u>を乗じて得た額の総額</u> 3～5（略） 第22条以下 省略	<u>勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）</u> <u>を乗じて得た額の総額</u> 3～5（略） 第22条以下 省略
---	--

議案第 6 号参考資料 3

利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案
第１条から第４条まで省略 （期末手当） 第５条 特別職の期末手当の額は、給与条例第２０条第２項、第４項及び第５項の規定を準用して算出された額とする。 この場合において、同条第２項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」と_____、同条第５項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が３级以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の給等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	第１条から第４条まで省略 （期末手当） 第５条 特別職の期末手当の額は、給与条例第２０条第２項、第４項及び第５項の規定を準用して算出された額とする。 この場合において、同条第２項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」と、 <u>「１００分の１２５」</u> とあるのは <u>「１００分の１７５」</u> と、同条第５項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が３级以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の給等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。
第６条以下 省略	第６条以下 省略

議案第 6 号参考資料 4

利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第 4 条関係）

現行	改正案
第 1 条から第 4 条まで省略 （期末手当） 第 5 条 特別職の期末手当の額は、給与条例第 2 0 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。 この場合において、同条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 6 5</u>」，「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 5</u>」と，同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と，「職員の職の職制上の段階，職務の給等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。 第 6 条以下 省略	第 1 条から第 4 条まで省略 （期末手当） 第 5 条 特別職の期末手当の額は、給与条例第 2 0 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。 この場合において、同条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 0</u>」 と，同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と，「職員の職の職制上の段階，職務の給等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。 第 6 条以下 省略

議案第6号参考資料5

利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現行	改正案																
第1条から第6条まで省略 （給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>376,000円</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>422,000円</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>472,000円</u></td></tr> </table> 2・3 （略） （給与条例の適用除外） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年利根町条	号給	給料月額（円）	1	<u>376,000円</u>	2	<u>422,000円</u>	3	<u>472,000円</u>	第1条から第6条まで省略 （給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>380,000円</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>427,000円</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>477,000円</u></td></tr> </table> 2・3 （略） （給与条例の適用除外） 第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年利根町条	号給	給料月額（円）	1	<u>380,000円</u>	2	<u>427,000円</u>	3	<u>477,000円</u>
号給	給料月額（円）																
1	<u>376,000円</u>																
2	<u>422,000円</u>																
3	<u>472,000円</u>																
号給	給料月額（円）																
1	<u>380,000円</u>																
2	<u>427,000円</u>																
3	<u>477,000円</u>																

例第11号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項
中「100分の120」とあるのは「100分の165」
と_____する。

第9条 (略)

例第11号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項
中「100分の120」とあるのは「100分の165」
と,「100分の125」とあるのは「100分の175」
とする。

第9条 (略)

議案第 6 号参考資料 6

利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例新旧対照表（第 6 条関係）

現行	改正案
第 1 条から第 7 条 省略 （給与条例の適用除外） 第 8 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 18 年利根町条例第 11 号）第 7 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」,「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。 第 9 条 （略）	第 1 条から第 7 条 省略 （給与条例の適用除外） 第 8 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 18 年利根町条例第 11 号）第 7 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。 第 9 条 （略）

議案第 6 号参考資料 7

利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（附則）

現行	改正案
	<u>附 則</u> (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 2 第 1 条の規定による改正後の利根町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第 3 条の規定による改正後の利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第 5 条の規定による改正後の利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。 (給与の内払) 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の利根町職員の給与に関する条例、第 3 条の規定による改正前の利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び第 5 条の規定による改正前の利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、

	<u>改正後の特別職給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。</u> <u>(期末手当の支給日の特例)</u> <u>4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正後の給与条例の規定により支給する期末手当（改正前の給与条例の規定により支給した額と改正後の給与条例の規定により支給する額との差額に限る。）の支給については、第20条第1項の規定にかかわらず、別に町長が定める日に支給する。</u> <u>(勤勉手当の支給日の特例)</u> <u>5 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正後の給与条例の規定により支給する勤勉手当（改正前の給与条例の規定により支給した額と改正後の給与条例の規定により支給する額との差額に限る。）の支給については、第21条第1項の規定にかかわらず、別に町長が定める日に支給する。</u> <u>(委任)</u> <u>6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。</u>
--	--